

市第164号議案

平成29年度横浜市港湾整備事業費会計補正予算（第1号）

平成29年度横浜市の港湾整備事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,457,505 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,511,615 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

（繰越明許費）

第4条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表 繰越明許費」による。

平成30年2月16日提出

横浜市 市長 林 文 子

提 案 理 由

人件費及び山下ふ頭再開発事業費等を補正したいので提案する。

市第164号

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		50,000 ^{千円}	795 ^{千円}	50,795 ^{千円}
	1 繰越金	50,000	795	50,795
6 市債		21,717,100	△ 9,458,300	12,258,800
	1 市債	21,717,100	△ 9,458,300	12,258,800
歳入合計		23,969,120	△ 9,457,505	14,511,615

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾整備事業費		23,969,120 ^{千円}	△ 9,457,505 ^{千円}	14,511,615 ^{千円}
	1 管理費	1,302,252	795	1,303,047
	3 山下ふ頭再開発事業費	13,281,000	△ 5,252,000	8,029,000
	4 港湾施設等整備費貸付金	7,052,100	△ 4,206,300	2,845,800
歳 出 合 計		23,969,120	△ 9,457,505	14,511,615

第2表 債務負担行為補正

本年度に債務負担行為をしたものの変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
山下ふ頭再開発事業に伴う29年度建物移転補償契約の締結に係る予算外義務負担	平成30年度から平成31年度まで	限度額 2,500,000千円	平成30年度から平成33年度まで	限度額 2,500,000千円

第3表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
山下ふ頭 再開発 用地造成費 港湾施設等 整備費貸付金	千円 13,366,000 7,052,100	市債証券の 発行または普 通貨借の方法 による。 起債の時期 は平成29会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	% 5.0 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができる。 公的資金 を借り入れ る場合は、 その融通条 件による。	千円 8,114,000 2,845,800	市債証券の 発行または普 通貨借の方法 による。 起債の時期 は平成29会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	% 5.0 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができる。 公的資金 を借り入れ る場合は、 その融通条 件による。
計	21,717,100				12,258,800			

市第164号

第4表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾整備費	3 山下ふ頭再開発事業	山下ふ頭再開発事業	6,365,000 <small>千円</small>
設 定 額 合 計			6,365,000